

滋賀県公安委員会定例会議会議録等

第1 日時

令和4年7月28日（木）午後1時30分～午後5時5分

第2 出席者

1 公安委員会

高橋委員長、北村委員、大塚委員

2 県警察

鶴代本部長、森脇警務部長、長生活安全部長、野崎刑事部長、寺堀交通部長、野村警備部長、竹谷首席監察官、領家学校長、溝口情報通信部長

第3 議事の概要

1 協議事項

(1) 警察職員の援助要求について

野崎刑事部長から、警察職員の援助要求について説明があり、協議の上、原案のとおり決裁した。その際、各委員から「関係警察と協力し、しっかりとした対応をお願いする。本県警察官の捜査力アップの機会にもしてもらいたい。」旨の発言があった。

(2) 警察職員等の援助要求について

野村警備部長から、警察職員等の援助要求について説明があり、協議の上、原案のとおり決裁した。その際、各委員から「多々、困難もあると思われるが、しっかりと任務を全う願いたい。」旨の発言があった。

2 報告事項

(1) 令和4年6月中における情報公開請求等の状況について

警察から、令和4年6月中における情報公開請求等の状況について報告があった。

(2) 令和4年上半期における犯罪情勢について

長生活安全部長から、令和4年上半期における犯罪情勢について報告があった。その際、北村委員から「各種施策は、きっちりと実施していただいている。引き続き、根気強く推進されることで、犯罪抑止につながることを期待している。」、大塚委員から「細やかな分析により、スポットを当てなくてはならない犯罪も見えてきたように思われる。そこへのアプローチをどのようにしていくかを十分に検討し、犯罪抑止に繋げていただきたい。」、高橋委員長から「分かりやすく、分析結果が示されているので、県民にもこの分析結果を広めていただき、犯罪抑止に活用願いたい。」旨の発言があった。

(3) 特殊詐欺被害防止動画制作事業について

長生活安全部長から、特殊詐欺被害防止動画制作事業について報告があった。

(4) 特殊詐欺検挙対策及び検挙状況について

野崎刑事部長から、特殊詐欺検挙対策及び検挙状況について報告があった。その際、北村委員から「より一層、手口が巧妙になっている。しっかりとした捜査支援を行い、検挙に繋げていただきたい。」旨の発言があった。

(5) 令和4年上半期における交通事故発生状況について

寺堀交通部長から、令和4年上半期における交通事故発生状況について報告があった。その際、北村委員から「細かく分析されているので、今後の対策に繋げ、効果があがるように願いたい。」、大塚委員から「レッドゾーン対策の重要性を改めて実感した。地道な活動であるが、引き続き、交通事故抑止のため尽力願いたい。」旨の発言があった。

(6) 新たなニーズに対応する交通安全教育事業（交通安全啓発動画等の制作）について

寺堀交通部長から、新たなニーズに対応する交通安全教育事業について報告があった。その

際、北村委員から「インパクトがあって、分かりやすい映像となっている。色々な場所で放映されるように願います。」、大塚委員から「15秒で伝えたいことが伝わるような、素晴らしい映像となっている。高齢者に対する交通安全教育も限界があることから、より多くのドライバーに、この映像が視聴できる機会を作っていただき、交通事故防止に活用してもらいたい。」、高橋委員長から「インパクトのある映像になっているが、引き続き、色々なケースの映像を作成してもらいたい。」旨の発言があった。

第4 個別報告・決裁関係

1 報告事項

なし

2 決裁関係

(1) 運転免許行政処分について

警察から、運転免許取消対象事案等について、事案の内容及び意見聴取並びに聴聞の結果の報告を受け、協議の結果、14件について行政処分を決定した。

(2) 公安委員会に対する苦情の申出の受理について

警察から、公安委員会に対する苦情の申出の受理について報告があり、これを了承した。

(3) 令和3年度滋賀県留置施設視察委員会の意見等の公表について

警察から、令和3年度滋賀県留置施設視察委員会の意見等の公表について報告があり、これを了承した。

(4) ストーカー行為等の規制等に関する法律に基づく警告の運用状況について

警察から、ストーカー行為等の規制等に関する法律に基づく警告の運用状況について報告があり、これを了承した。

(5) 水泳施設の変更届について

警察から、水泳施設の変更届について報告があり、これを了承した。

(6) 水泳施設の変更に伴う水泳場保安水域の変更について

警察から、水泳施設の変更に伴う水泳場保安水域の変更について説明があり、協議の上、原案のとおり決裁した。

(7) 指定講習機関（若年運転者講習）の指定について

警察から、2件の指定講習機関（若年運転者講習）の指定について説明があり、協議の上、原案のとおり決裁した。

(8) 指定講習機関（若年運転者講習）の指定に伴う公安委員会告示について

警察から、指定講習機関（若年運転者講習）の指定に伴う公安委員会告示について説明があり、協議の上、原案のとおり決裁した。

このページについてのお問い合わせ
滋賀県警察本部警務部総務課公安委員会補佐室
電話：077-522-1231